

令和元年度 入札監視委員会議事概要

東北防衛局

開催日及び場所	令和元年6月17日(月) 仙台第3合同庁舎8階第2会議室
委員	委員長：鈴木 利夫(大学教授) 委員長代理：赤石 雅英(公認会計士・税理士) 委員：伊東 満彦(弁護士) 委員：滝澤 紗矢子(大学院教授) 委員：棚橋 則子(大学講師)

I 防衛省発注機関が発注する建設工事等に関する審議

審議対象期間	東北防衛局：平成31年1月1日～平成31年3月31日
審議対象件数	41件

1. 入札状況について(入札参加資格の設定、指名及び落札者決定の経緯等について)

抽出件数		5件	(審議概要) 1 契約状況の説明 2 抽出案件の概要説明 3 抽出案件の審議
建設工事	一般競争	1件	
	一般競争(政府調達協定対象外)	3件	
	公募型指名競争	0件	
	指名競争	0件	
	企画競争	0件	
建設コンサルタント業務等		1件	
		意見・質問	回答
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等		【抽出案件】 ○工事 ◇一般競争契約(政府調達協定対象) 【三沢(30)消音装置(機体用)改修工事】 ・本件は、1者入札案件であるが、入札公告の競争参加資格に「国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した航空機用又は航空機エンジン用消音装置を施工した実績を有すること」とあるように非常に専門性を求められるものだったのか。 ・本件工事の必要性はどのようなものか。	・同様の工事では、過去に本件落札業者以外の業者の実績があることから競争性を確保するため一般競争としたものである。 ・三沢基地に新たに配備されたF35を整備する際の騒音を軽減し、基地周辺への騒音被害を防止しようとするものである。

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等</p>	<p>・機体の開発やエンジンは米国製と聞くが、消音技術も米国が進んでいるのではないか。 米国から技術導入をしているのか。</p> <p>◇一般競争契約（政府調達協定対象外）</p> <p>【三沢(30)格納庫新設機械工事】</p> <p>・本件は、1者入札案件であるが、格納庫の新設ということで、何か特殊な工事なのか。</p> <p>・技術者の確保が困難というのは、地域的なことか、それとも定期的なことか。</p> <p>【岩手(30)庁舎解体等工事】</p> <p>・本件は1回目及び2回目の入札が不調となり、再々公告となった案件であるが、結果をみると2回目の入札で辞退した業者が2回目の予定価格を下回る額で落札している。このような結果となった理由は何か。</p> <p>・工期が遅くなったことで支障は出ないのか。</p> <p>・本件工事には、建物解体の他に宿舎の耐震改修工事が含まれているが、それを別工事にしないで1件の工事としたのは何故か。</p>	<p>既に配備されているF2用の消音装置等をより推力の大きなF35でも使用できるようにするための改修工事を行うものである。</p> <p>・米国からの技術導入については承知していない。 今回のような消音装置の設置については防衛関係だけではなく、国内の民間航空会社でも導入されていると聞いている。</p> <p>・特殊な工事ではないが、1者入札となったのは、現場に配置する技術者の確保が困難であったと聞いている。</p> <p>・今後は地域性を考慮しながら発注時期を考える必要があると考えている。</p> <p>・落札した業者に2回目の入札を辞退した理由を聞いたところ、入札の参加申請後に配置技術者の確保ができなくなったことから辞退せざるを得なくなったとの回答であった。 再々公告にあたり工期が半年程度遅くなったことから、技術者の確保ができるようになり入札に参加できたものである。</p> <p>・本件工事で解体する建物は、岩手地方協力本部が使用していたものであるが、同本部が新設された合同庁舎に移転したため建物を解体し、国有地である敷地を財務省に引き継ぐものである。土地の引継ぎが遅れることについては財務省との手続を了している。</p> <p>・宿舎の耐震改修工事は、小規模な工事でも工事費も少額であるため、単体の工事とした場合、業者にとって入札参加の意欲が湧かないものとなることを考え、近傍で同時期に施工ができる本件の建物解体工事と合わせ発注ロットを大きくしたものである。</p>

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等</p>	<p>・落札したのは地元の岩手県内ではなく、秋田市の業者であるが、県外業者の落札はよくあることなのか。</p> <p>【三沢(30)庁舎B新設土木工事】</p> <p>・本件は、1回目の入札が不調となり、再公告により落札に至ったものであるが、再公告するにあたっての変更はどのようなものか。</p> <p>・落札結果を見ると、再公告では工事の数量が増加したにもかかわらず、当初入札における一番低い入札額と再公告の落札額では20万の差しかない。再公告の入札では、当初入札で一番低額の札を入れた業者が参加していないが、どのような理由か。</p> <p>○コンサルタント業務 ◇一般競争契約（政府調達協定対象外）</p> <p>【神町外(30補)建築その他工事監理業務】</p> <p>・本件は、履行場所が、神町駐屯地、多賀城駐屯地、船岡駐屯地を分散していることから、対応出来る業者が少なく1者入札となったのではないか。</p> <p>・消費税増税前の駆け込み需要で民間工事も多く建設業界では人員確保に窮しているとの話も聞く。 地区ごとに分割した方が業者のランクも下がり、参加する業者が増えると思われるが、分割しなかったのは何故か。</p> <hr/> <p>(総括)</p> <p>・本日審議をした抽出案件については、概ね適正な入札が行われているとともに、執行されていると思われる。</p>	<p>・岩手県の沿岸部では未だに震災復興工事が継続しており、本件工事場所である内陸部の業者も沿岸部の工事に携わっている。そのため、内陸部の工事については隣接の青森・秋田の業者が入り込んでいるとの話を地方自治体より聞いている。</p> <p>・再公告にあたっては、見積活用方式により予定価格を見直すと共に工事内容についても若干見直した。</p> <p>・当初の入札から再公告の入札までの間に他の工事を受注し、技術者が配置できなくなったことにより入札参加を見送った可能性が考えられる。</p> <p>・本件は、業務規模が大きいことからAランクの業者を入札参加資格としており、そのような業者であれば地域が分散していても対応は可能であると判断している。 また、発注時期が技術者の確保が難しい年度末となったことから対応出来る業者が少なかったものと思われる。</p> <p>・本件は、補正予算で急遽実施することとなった案件であり、分割した場合、手続に時間が掛かり年度内の執行が危惧されたため一括で発注したものである。</p>

		意見・質問	回答
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等		<p>今回の審議は、年度末に掛かる時期に契約した案件であったが、急に多額の補正予算の執行をしなければならない状況になったとの説明を受けた。</p> <p>局としても多忙であったと思われるが、発注ロットを大きくして発注すれば、入札の参加要件が上がり、受注できる業者も限定されることになる。</p> <p>この場で補正予算の制度的な議論をしても改善は難しいのかもしれないが、適正な入札執行という点では懸念が生じることを理解していただきたい。</p>	
2. 談合疑義案件の処理状況について			
談合疑義件数		0件	(審議概要) ・なし
工 事	談合情報	0件	
	点検結果疑義	0件	
業 務	談合情報	0件	
	点検結果疑義	0件	
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等		意見・質問 ・なし	回答
委員会による意見の具申 又は勧告の内容		・なし	
3. 入札結果の事後的・統計的分析結果について（公正入札調査会議への報告内容の確認等）			
審議概要		・一位不動産案件、順位不動産案件、予定価格以下1者のみ、落札率・応札率等の分析結果の報告を行った。	
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等		意見・質問 ・なし	回答
委員会による意見の具申 又は勧告の内容		・なし	
4. 再苦情処理（再説明請求回答）			
・該当案件事案なし			

令和元年度 入札監視委員会議事概要

防衛装備庁下北試験場

開催日及び場所	令和元年 6月17日(月) 仙台第3合同庁舎8階第2会議室
委員	委員長：鈴木 利夫 (大学教授) 委員長代理：赤石 雅英 (公認会計士・税理士) 委員：伊藤 満彦 (弁護士) 委員：滝澤 紗矢子 (大学教授) 委員：棚橋 則子 (大学講師)

II 防衛省発注機関が締結する契約（建設工事等を除く。）に関する審議

審議対象期間	平成30年 4月 1日 ～ 平成31年 3月31日	
審議対象件数	325 件	
1. 入札状況について（入札参加資格の設定、指名及び落札者決定の経緯等について）		
抽出件数	8件(31件)	(審議概要) 1 契約状況の説明 2 抽出案件の概要説明 3 抽出案件の審議
一般競争	7件(25件)	
指名競争	0 件	
随意契約	1件(6件)	
	意見・質問	回 答
	【抽出案件】 ○一般競争契約	
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等	1 [装輪155mmりゅう弾砲の性能確認試験(短射程(その2))のための ①弾止め堆土作製 ②試験設備の作製作業 ③試験準備作業 ④試験設備の撤去作業]	・試験の大枠が決まれば堆土作製の仕様書が作成され、その後、試験細部計画で試験設備の作製や試験準備作業の仕様書が作成されるため、契約を分割することとなった。本件と並行的に実施している他の試験において、立入り区域に制限があることから、撤去作業は、日程(工期に
	・1つの契約ではなく、4つに分割している理由はなにか。	

意見・質問	回答
<ul style="list-style-type: none"> • 分割した場合、1つ目の落札業者がその後の契約も実施することにならないか。 • 役務自体は特殊なものか。 • 複数の試験に使用する材料をあらかじめ購入し、作業等を随意契約するならば、契約相手会社にすべての作業を丸投げするよりも費用の軽減にもなるのではないか。 • 土木工事等を請け負っている部隊等が試験場での役務作業を行うことはあるのか。 <p>2 [アクティブ防御システム構成要素の性能確認試験（静爆試験・動爆試験）のための ① 試験設備の作製作業 ② 試験準備作業及び（静爆試験・動爆試験）の試験設備撤去作業]</p> <ul style="list-style-type: none"> • 分割契約で一括で契約することはできないのか。 	<p>余裕)を考慮したため、別契約となったものである。</p> <p>開発試験は、開発期間中に幾度の変更が伴うものである。</p> <p>それらを反映した段階的な仕様書作成となるので、抽出案件2及び3の分割理由も同様の理由となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 作業は汎用的なものであり仕様書で図面等も開示しているため、どの会社でも実施することができる。2～4件目の契約においても、他社の入札があり、契約履行の意欲を示した。 • 堆土の作製や計測機器（カメラ等）保護のための鉄箱の配置、土嚢の作製・設置等、一般的な作業である。 • 開発試験毎に予算が組まれており、各々の開発試験に使用する材料が確定していないことから、複数件の開発試験分の材料を一括して事前購入することは難しい。 材料費は、役務原価の4%以下であり、随意契約で費用軽減になるとは考えてない。 • 陸上自衛隊の施設部隊に対して業務支援依頼しても、作業隊員が確保できなかつたり、昔以上に部隊任務量が増え、対応しきれないのが現状であり、現在は地方自治体の発注も受けていないと聞いている。 <ul style="list-style-type: none"> • 1の回答と同様で、一括契約が難しい。また、同時並行で実施している他の試験の立入り制限区域を考慮するため、作業日程上、分割せざるを得ない事情もある。

意見・質問	回答
<p>3 [先進対艦・対地弾頭技術の性能確認試験（スレッド試験）のための ①試験設備等作製 ②試験準備作業 ③試験設備の撤去作業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2社の入札価格の差はいくらか。 ・ 3件の契約のうち、②及び③の契約は、契約日及び納期が近似している。1本の契約にならなかったのか。 <p>4 [装輪155mmりゅう弾砲の性能確認試験（短射程（その2））のための ①技術支援 ②射撃騒音データの収集等作業 ③試験用治具の工作等作業 ④試験廃弾の切断作業等]</p> <p>5 [艦載砲用ロケットアシスト長射程弾技術の性能確認試験（ロケットモータ耐衝撃試験）のための ①役務作業 ②技術支援 ③試験用治具の工作等作業 ④射撃騒音データの収集等作業 ⑤試験廃弾の切断作業等]</p> <p>6 [①アクティブ防御システム構成要素の性能確認試験（統合性能確認試験）のための弾薬保管恒温槽の施錠状況及び温度管理状況確認作業 ②アクティブ防御システム構成要素の性能確認試験のための弾薬保管恒温槽の施錠状況及び温度管理状況確認作業]</p> <p>4～6（一財）防衛技術協会との契約案件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 作業員の単価としては高くないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ①の契約ではA社は6,210,000円、B社は5,980,000円と230,000円の差があった。その他2件の入札では、250,000円と330,000円の差があった。 ・ 試験準備作業及び撤去作業の2件の契約日は31.2.8であり納期が31.3.25と31.3.29となっている。試験準備作業は、供試品（弾頭）の回収、交換補修作業、架台及び鋼板の取付け作業である。年度末の日程で試験が行われており、試験が終了した装置から撤収作業をするため、撤去作業は別契約とした。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 防衛省が算定している弾薬メーカーの加工費率は10,000円/Hを超えている。

意見・質問	回答
<p>・ 役務内容に専門性を条件としているのか。</p> <p>・ 技術支援の具体的な指示をするのか。</p> <p>・ 責任者と作業員は同一単価ではなく、作業員単価を下げるべきではないか。</p> <p>・ 防衛協会は作業を下請けに出しているのか。</p> <p>7 [物品購入 ①鋼板他 5 品目 ②杉正角材他 10 品目 ③唐松集成材他 5 品目]</p> <p>・ 競争参加資格をD以上ではなく、B～Dとした理由はなにか。 また、Aが参加できない理由はなにか。</p>	<p>中小企業の作業員単価は3,500円/H前後、国土交通省が算定している労務費（青森県）23,000円/日となっている。本件は、3,400円/Hで積算しているが、高いという認識はない。</p> <p>・ 仕様書に次のような条件を要求している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 火器・弾薬類に関する専門用語を十分に理解し、火器・弾薬類の試験方法を熟知していること。 2 本役務で使用する計測装置、計測システム及び器材制御用ソフト等に関する知識と経験を有すること。 <p>作業内容は、仕様書に記載しているが特殊な作業ではない。</p> <p>・ 指示はない。仮に必要なれば官側から契約相手方の管理者と協議し、管理者から作業員に伝達される。</p> <p>・ 管理者も作業員も同一作業を行う。したがって、役務単価は同一単価としている。</p> <p>・ 下請け作業はありません。</p> <p>・ 防衛省所管契約事務取扱細則（防衛庁訓令第108号）及び防衛省における契約事務の取扱いについて（通達）（防経会第51号）の規定により、物品の購入契約の予定金額（予算額）300万円未満の参加資格が「D」となっており、有資格者名簿による競争の特例として、当該級の1級上位若しくは2級上位の級を参加させることができる規則を運用した結果である。</p> <p>したがって、「A」を排除したものではなく、規則の運用上、「A」が参加できない予定金額（予算額）であったものである。</p>

		意見・質問	回答
		<ul style="list-style-type: none"> ポリカーボネイト板は特殊性があるのか。 予定価格算定時に見積もりに実績落比を乗じていますが比率はどうやって出すのか。 <p>8 [物品購入 (随意契約)] ①トナーカートリッジ他 2 品目 ②半自動除細動器他 4 0 品目 ③HDMIリピーター他 8 7 品目 ④塗料他 8 品目 ほか 4 契約]</p> <ul style="list-style-type: none"> 1つの契約に文房具類、工作用具類、油脂類等が混合した要求となっており、それぞれ分野別に分割発注した方が取り扱う相手方が変わるので、安価な購入ができるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 厚み、カットが必要なサイズ及び透明度を要求したものであり一般的な工業用資材である。 見積提出会社が過去に契約実績がある場合、契約実績額と見積額の比率の平均した数値を算出し、適用しています。本件は、契約額/見積額の平均値が0.91となり、見積額×0.91を予定価格としたものである。 <ul style="list-style-type: none"> 過去に混合した納入実績のある相手方が見積提出しており、市場価格で算出した計算価格より安価な取引価格となっている。今後は、可能な限り分野別の調達を検討します。
総括	<ol style="list-style-type: none"> 試験場の調達業務は、自ら仕様書の作成ができない特殊性があるということ及び予算執行が歳出予算のため単年度執行の制約の中、苦勞されていることを理解した。契約する企業には試験場の地域性があるが、限られている中で担当者が工夫されているが概ね適切に処置されている。 結果が見えるような努力や工夫すれば応札が増えるので引き続き、競争原理を導入できる工夫について検討されたい。 規定はないが分野別に発注等工夫すれば予算を有効に使えるのではないかと思う。 		

2. 談合情報案件の処理状況について				
談合情報件数	0 件		(審議概要) ・なし	
○委員からの 意見・質問 ○それに対する 回答等	意見・質問		回 答	
	・なし		・なし	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	・なし		・なし	
3. 再苦情処理（再説明請求回答）				
再苦情申立件数 (再説明請求件数)	総件数	0 件		(備考) ・なし
建 設 工 事	一般競争（政府調達協定対象外）	0 件		
	公募型指名競争	0 件		
	指名競争	0 件		
	随意契約	0 件		
建設コンサルタント業務等※	0 件			
再苦情申立概要 (再説明請求概要)	申立日	件 名	契約方式	内容等
○委員からの 意見・質問 ○それに対する 回答等	意見・質問		回 答	
	・なし		・なし	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	・なし			